

第4回土地家屋調査士民間紛争解決手続代理権認定考査問題の出題意図

第1問（計40点）

第1問は、相続を原因とする相隣地の境界紛争についての具体的事案において法的問題点の理解を問うとともに、申立人・相手方それぞれの立場においてなすべき法的主張及び具体的事実を問うことにより、民間紛争解決手続代理業務において最低限必要とされる法的素養ないし法的問題点に対する理解の程度をはかることを出題の意図としている。

小問1（5点）

本問は、本件における権利関係を前提として、紛争解決のためにどのような申立内容が必要となるのか、端的に申立の趣旨を問う設問である。

小問2（5点）

本問は、本件紛争において係争の対象となっている法的権利関係にかかる設問であり、本件が訴訟提起された場合の訴訟物の理解を問う設問である。

小問3（15点）

本問は、Aの主張する所有権の範囲を基礎づける法的主張を考察し、当該主張の具体的内容と関連する間接事実を列挙させることにより、具体的な事案の理解の程度を問うことを目的とした設問である。

小問4（15点）

本問は、Bの立場から取得時効の成立を主張する場合において、その民法上の要件、及び相続との関連における自主占有の開始時点等主張すべき具体的事実についての理解を問う設問である。

第2問（各10点の計20点）

第2問は、土地家屋調査士が特定の顧客と継続的依頼関係にある場合において、土地家屋調査士法第22条の2の適用範囲等、その理解を問うとともに、同条に該当しない場合であっても、継続的依頼関係にある顧客を相手方とした民間紛争解決手続の申立を行うことは倫理上問題を生じる余地があるのか、という問題の検討を通じて、土地家屋調査士としての職業倫理を問うものである。

以上